

許認可等の内容	公務災害の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 2 条		
担 当 課	危機管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 公務災害の認定は、「公務上の災害の認定基準について（平成 15 年 9 月 24 日付け地基補第 153 号地方公務員災害補償基金理事長通知）」に準拠する。			

許認可等の内容	遺族補償年金の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 14 条第 1 項		
担 当 課	危機管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 遺族補償年金の受給者が 1 年以上所在不明であること（事実を証明できる書類の提出を求める。）。 2 支給停止の申請をすることのできる最上位順位者の申請であること。			

### 危機 1 - 3

許認可等の内容	遺族補償年金の支給停止の解除		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 14 条第 2 項		
担 当 課	危機管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 年以上所在不明であったことにより、遺族補償年金の支給を停止された者は、いつでも遺族補償年金の支給停止の解除の申請をすることができるが、審査に当たっては、本人確認を行い、併せて年金証書の提出を求める。			

### 危機 1 - 4

許認可等の内容	未支給の補償の請求		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 22 条第 1 項		
担 当 課	危機管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 1 損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、未支給のものがあること。 2 請求することのできる最上位順位者の請求であること。			